

医療科学研究科  
医療科学専攻

修士課程

# 2023 年度 履修要項

兵庫医科大学 大学院

近年の医療の進歩発展の中では安全安心の医療と共に、その質の向上及び先進性、専門性が求められており、より高度な知識と技術の修得が学部教育のみならず卒後の生涯学習においても重要となってきています。医療科学分野においても次世代の教育研究並びに高度な実践能力を持つ人材育成を推進することは時代の要請となっています。

兵庫医科大学大学院 医療科学研究科 修士課程は、リハビリテーション科学領域の2分野（病態運動学分野・人間活動科学分野）を設け、高度実践専門職者を養成する課題研究コースと研究を主体として科学研究論文を作成する科学研究コースの2コースによって、教育・研究を実施していきます。

## I. 教育・研究の理念と目標

### 1. 教育・研究の理念

医学・医療科学の発展ならびに急速な高齢化の進行、個人の価値観の多様性等によって、疾病や障害を有した方が社会で生活していくためのニーズは多様化・複雑化しており、これらの変化に対応していくことが求められています。その中で、リハビリテーション科学の学問的発展に寄与するとともに、より高度な専門的知識と技術を有するリハビリテーション専門職の育成に寄与することを理念としています。

### 2. 教育・研究の目標

前記の理念達成のために、以下の4つを目標として掲げています。

- ① 医療科学における科学的根拠ならびに最新の専門的知識を修得し、幅広い医療人としての教養を培います
- ② 専攻する分野において、より高度な専門的知識ならびに技術を修得し、臨床現場で実践するとともに、更なる発展・向上に努めることができる素養を培います。
- ③ 高度な臨床的推論に基づく臨床実践を展開するとともに、後進の育成に寄与できる指導者としての素養を培います。
- ④ 専攻する分野における研究課題に取り組み、研究能力を培います。

### 3. 学位の名称

いずれのコースを履修しても最終的な審査を受けることによって、修士（医療科学）（Master of Health Science）の学位を付与します。

### 4. 教育・研究の特色

医療科学研究科 修士課程は、リハビリテーション科学領域として、病態運動学分野および人間活動科学分野の2つを設け、各研究分野内には高度実践専門職者の育成を主とする課題研究コースと科学研究を主とする科学研究コースとをおいています。

#### （1）病態運動学分野

分野内には、以下の3つの研究領域を設けています。

##### 1) 神経障害研究領域

脳血管障害を代表とする神経系に障害を有した方を対象とした治療的介入に主眼をおく研究領域です。障害像・生活環境に応じた介入判断ができ、効果判定を行いながら介入内容の変更ができる素養を有した人材を育成します。

また、科学研究コースでは、最新の医学的介入を理解し、効果的な介入を展開できる素養を培うとともに新たな介入方法の開発、効果判定の手法等について、基礎的・臨床的テーマを設定し、研究計画の立案・研究の実施、論文作成を行います。

##### 2) 運動器障害研究領域

運動器疾患を中心とする障害を有した方を対象とした治療的介入の向上に主眼を置く研究領域であり、障害の原因の的確な判断と臨床的推論能力を修得し対象者に適用するとともに、その効果判定をしながら介入内容を変更できる素養を有した人材を育成します。加えて、障害の予防の観点より、健康増進やスポーツ競技者のトレーニング指導等にもかかわる人材を育成します。

また、科学研究コースでは、自ら設定したテーマについて基礎医学や関連領域の知識・技術を用いて研究計画の立案、研究の実施、論文作成を行います。

##### 3) 内部障害研究領域

呼吸・循環・代謝機能などの内部障害を有する方を対象とした治療的介入の向上に主眼を置き、病態を的確に捉え、介入の是非の判断や、エビデンスに基づいたプランの立案ならびに適切な介入の実施、さらには効果判定ができる素養を有した人材を育成することを目的としています。

また科学研究コースでは、呼吸・循環機能に関する運動生理学的手法を用いた基礎的研究から、実際の臨床に即した介入効果に関する研究など、幅広い関連領域からのテーマを設定し、研究計画の立案・研究の実施、論文作成などの指導を

行います。

## （2）人間活動科学分野

分野内には、以下の2つの研究領域を設けています。

### 1) 身体・認知活動研究領域

日常生活活動・余暇活動・生産活動等のひとの諸活動を、身体機能・認知機能との関連から科学する領域で、障がいに関連する研究のみならず障がい予防や正常機能の探求も含めて、作業・活動の質の向上に直接的あるいは間接的に貢献することを目的とします。関連する評価・治療および作業・活動の本質等について極める経験を通して、ひとの諸活動に関する知見を自ら発展させる能力の基盤を培います。科学研究コースでは知見の発展を、課題研究コースでは既存の知見の臨床的活用の発展を目指します。

### 2) 精神活動研究領域

精神または発達に障害のある方々を対象にして、心身の働きと仕組み、および活動や社会参加に関する障害と健康的側面の評価について幅広く学び、治療法や生活支援に寄与する精神活動のリハビリテーション技術を修得する研究領域です。

精神または発達に障害のある方々の健康と生活支援に寄与する精神活動領域のリハビリテーションの実践的研究だけでなく、対象者を包括的に理解して合理的かつ効果的な介入と指導ができる臨床実践家の育成もを目指します。

## II. 教育課程

### 1. 教育課程の枠組

医療科学研究科 修士課程の教育課程は、課程制大学院の趣旨に合わせて、高度実践専門職者養成、研究者養成の目的を問わず、一定の講義ならびに演習を修了要件として課すため、下記の考え方に基づいた科目を開講します。

- ① 医療科学における科学的根拠ならびに最新の専門的知識を修得し、幅広い医療人としての教養を培う目的で開講する共通科目
- ② 専攻する分野におけるより高度な専門的知識ならびに技術を修得し、臨床現場において実践できるとともに発展・向上に努めることができるものとされる素養を培うための専門基礎科目ならびに専門科目
- ③ 臨床に有益な研究を遂行する能力を養うための科目
- ④ 臨床的推論に基づく臨床実践力と臨床教育力を高める科目
- ⑤ 最終的に学位審査の基準となる研究科目

### 2. 教育課程の編成

教育課程全体は、修士課程共通科目、医療科学専門基礎科目及び医療科学専門科目で構成されます。

#### (1) 修士課程共通科目

幅広い教養を修得し、医療人としてのキャリアアップを目指すために、研究科を超えて開設する科目であり、「医療統計学特論」「医療倫理学特論」「先進医療支援特論」の3科目を設けている。大学院生はこのうち2科目2単位以上を履修するものとします。

#### (2) 医療科学専門基礎科目

専攻する分野におけるより高度な専門的知識ならびに技術の修得のために、医療科学専門基礎科目をおき、14単位以上を履修するものとします。

##### 1) 必修科目

「リハビリテーション科学研究法」「リハビリテーション科学トピックス」の2科目3単位を、コース志向に関係なく1年次に履修するものとします。

##### 2) 選択科目

「リハビリテーション科学教育論」を始めとする20科目の中より指導教員と相談のうえ11単位以上を選択し履修するものとします。

#### (3) 専門科目

専攻する研究領域の特論ならびに特論演習の8単位を基本的に履修するものとします。専攻する研究領域以外の特論を履修した場合には、2単位を上限とし

て医療科学専門基礎科目の選択科目の中に含めることができます。

#### (4) 医療科学研究指導科目

「リハビリテーション科学研究」もしくは「リハビリテーション科学課題研究」(各 8 単位)のいずれかを選択履修し、前者では科学研究論文、後者では課題研究論文を作成するものとします。最終的な学位審査は「リハビリテーション科学研究」あるいは「リハビリテーション科学課題研究」において作成される論文にて審査を行います。

「リハビリテーション科学研究」においては、予備研究、倫理審査委員会、中間報告を含めた演習、研究指導、研究活動において、適宜、必要な研究組織を構築し、倫理審査委員会の承認を受けた上で研究活動を展開することとしています。

「リハビリテーション科学課題研究」においては、外部委員を含めた事前審査の後、目的とする分野の臨床研修を適切な施設と指導体制のもとで実施します。

#### (5) 教育に関する科目

理学療法士・作業療法士養成施設指定規則の改正に伴い、養成施設の教員になるためには、専任教員講習会の受講のほか、大学または大学院において「教育に関する科目 4 単位」を履修しておくことが求められることとなりました。本学としては、「教育学特論（2 単位）」「リハビリテーション科学教育論（養成校教育）（1 単位）」「リハビリテーション科学教育論（臨床教育）（1 単位）」の合計 4 単位を該当科目として開講しています。

### 3. 教育科目の設定と単位

別表参照

### 4. 教育方法

科目的開講は社会人院生が多いことを踏まえて、平日夜間あるいは土日に開講することを基本としています。医療科学専門基礎科目については、課題達成に向けた基盤となる素養の修得を図るべく、科目によって講義・演習・実習の形態をとっています。特に、高度実践専門職者養成を志向する学生を主たる受講生とする科目においては、講義のみならず演習のウエイトを高めた教育を行います。

医療科学専門科目について、特論は講義を中心とするも大学院の講義水準となるように一方向性の講義ではなく、双方向性の主体的学習を支援するように努めていくこととしています。

演習については、院生の選択課題に応じた発表を中心とした主体的学習を開するとともに、臨床での実践との結びつきが強くなるように学習課題を設定

することにしています。

高度実践専門職者を志向し、課題研究に取り組む院生に対しては、医療科学専門基礎科目を履修するとともに、臨床現場での実践的演習を含めた「リハビリテーション科学課題研究」に取り組むよう指導していきます。

科学研究に取り組む院生に対しては、各科目の履修と並行し、研究計画書の立案、予備研究ならびに倫理委員会の審査、本研究の実施という「リハビリテーション科学研究」の中での指導を行います。

## 5. 修了要件

修士課程共通科目から 2 単位以上、医療科学専門基礎科目から 14 単位以上、医療科学専門科目から履修するテーマに応じた特論 2 単位、演習 6 単位を含めて 8 単位以上、医療科学研究指導科目から 8 単位を修得し、合計 32 単位以上を修得することを要件としています。

## 6. 修了までのスケジュール

入学前・入学後のオリエンテーションにおいて、2 年間の履修のフレームワークについて十分な説明を行います。その後、院生は、自ら高度実践専門職者あるいは研究者のいずれを目指すのかを明確にし、テーマに応じて指導教員を決定します。その後、2 年間の履修計画を立案し、計画的かつ段階的な履修活動が行えるようにします。1 年次前期の間に、自分が取り組むテーマをより具体的に絞り込むように指導を受け、各自の課題の決定を行います。研究活動と並行して決められたコースワークの履修を行い、2 年次に実施する学位審査を受けるものとします。

学位審査は、認定する学位の質を担保するため、主指導教員と異なる教員が主査となり、複数名で構成する学位審査会で行い、研究科教授会にて最終審議を行います。学位審査会には、他研究科の研究指導担当教員を含むことがあります。その後、修士学位論文発表会にて発表をして頂きます。

### III. 大学院設置基準第3条の2項又は第14条による特例について

#### 1. 長期在学制度について（大学院設置基準第3条の2項）

医療科学研究科 修士課程の標準修業年限は2年としますが、必要に応じて、長期在学制度を利用し、入学当初より3～4年間を修業年限とすることができます。なお、長期在学制度を申請していても修了要件を期間内に満たした場合には、半期を単位として修業期間の短縮を認める一方、在籍最長期間は4年までとします。

#### 2. 授業の実施方法（大学院設置基準第14条）

講義科目については、平日夜間（18時40分～20時10分、20時20分～21時50分）、あるいは、土日の昼間に開講します。特に、必修科目については通学の便を考え土日に集中させて開講します。

#### 3. 遠隔授業の活用について

一部科目については、オンデマンド講義等のオンライン形式を取り入れています。

### IV. 職業実践力育成プログラム（B P）について

医療科学研究科 修士課程の課題研究コースは、理学療法士・作業療法士の臨床力の向上を目指して、実践的な教育方法に基づく授業ならびに臨床研修等を行い、課題研究論文としてまとめるプログラムです。2015年度より文部科学省が発足させた「職業実践力育成プログラム」の認定を受けたプログラムとなっています。

#### ※職業実践力育成プログラム※

大学等の正規の課程又は特別の課程に規定する特別の課程であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目的とする。

（文部科学省：大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規定、第1条）

別表 教育科目の設定と単位

■ 医療科学研究科

		科目名	単位数	BP	
共修 通士 科課 目程		医療統計学特論	1		
		医療倫理学特論	1		
		先進医療支援特論	1	○	
医療 科学 専門 基礎 科目		リハビリテーション科学研究法	1		
		リハビリテーション科学トピックス	2	○	
		リハビリテーション医学特論	1	○	
		疾病・病態特論	2	○	
		リハビリテーション科学教育論(養成校教育)	1		
		リハビリテーション科学教育論(臨床教育)	1		
		リハビリテーション科学統計学実践特論	1		
		体表解剖学実践特論	1	○	
		物理療法実践特論	1	○	
		バイオメカニクス特論	1		
		運動生理学特論	1		
		精神作業行動特論	1	○	
		高次脳機能特論	1	○	
		身体系作業学特論	1		
		地域作業学特論	1	○	
		高機能広汎性発達障害特論	1	○	
		ウイメンズヘルス特論	1		
		鑑別診断学(画像診断・臨床検査)	1	○	
医療 科学 専門 科目	病態 運動 学分 野	鑑別診断学(臨床推論)	1	○	
		症例提示法特論	1	○	
		症例検討実践特論	1	○	
		教育学特論	2		
		運動器障害学特論	2	○	
		運動器障害学特論演習	6	○	
	人間 分野 活動 科学	内部障害学特論	2	○	
		内部障害学特論演習	6	○	
		神経障害学特論	2	○	
		神経障害学特論演習	6	○	
		身体・認知活動学特論	2	○	
		身体・認知活動学特論演習	6	○	
		精神活動学特論	2	○	
		精神活動学特論演習	6	○	
医療科学 研究指導科目		リハビリテーション科学課題研究	8	○	
		リハビリテーション科学研究	8		

BP欄の○印は課題研究コースにおいて、「職業実践力育成プログラム(BP)」認定要件として求められる「実践的な方法による授業」に合致する授業科目であることを示す。

# 修士論文作成

# 1. 兵庫医科大学大学院 医療科学研究科 修士論文執筆要領

兵庫医科大学大学院 医療科学研究科 修士論文の様式を以下のように定める。

## 1 様式

### 1) 和文（原則）

- ・指導教員が認める場合は英文も可。

### 2) 書式（論文内容の要旨・本文共通）

- ・用紙：A4判、用紙の向きは縦長、ワープロによる横書き
- ・余白：左右上下とも概ね2.5cm
- ・活字：10～11p
- ・字体：明朝体（和文）、Times New Roman（英文）
- ・文字数：1行35～40字
- ・行数：概ね40行程度

### 3) 頁と見出し

- ・頁は下欄中央につける。但し、表紙、論文要旨にはつけず、本文の最初の頁より1頁とし、参考文献の最後の頁を最終頁とする。
- ・付録・資料の頁は本文と区別するため、i、ii、iiiを用いる。
- ・各章・節（第1章、第2章・・・）以下の番号は下記のように見出しつける。

I.

1.

1)

(1)

①

a)

### 4) 図表

- ・図、表および写真は、本文の該当する箇所に（図1）のように明示し、それぞれ図1、表1、写真1のように一連の番号を付す。表については上側に、図・写真については下側に題をつけ、説明文は下側につける。
- ・本文中に挿入する図、表および写真を本文と別頁にする場合は、本文の該当する頁の後または別頁にまとめて綴る。
- ・添付の図表（カラー可）は内容が十分把握・判読できるものを用意すること。

## 2 論文の構成

1) 冊子の構成

- ・表紙（様式参照）
- ・論文要旨（本文の要約、A4 判 1 枚、1000 字程度）
- ・目次
- ・本文（A4 判 10～30 頁を目安とする。）

2) 本文の構成（例）

科学研究論文（例）

- ・第 1 章 序論（研究背景、文献レビュー、目的など）
- ・第 2 章 方法（研究に用いた方法を簡潔にまとめる）
- ・第 3 章 結果（データの記載、解析結果など）
- ・第 4 章 考察（データの解釈、討論、問題点、今後の展望など）
- ・第 5 章 結論（1 章から 4 章のまとめ）
- ・謝辞
- ・引用文献（参考文献）
- ・付録・資料

課題研究論文（例）

- ・第 1 章 序論、緒言（目的など）
- ・第 2 章 背景（文献レビュー、課題特定に至った経緯）
- ・第 3 章 症例提示（課題研究で取り組んだ症例の報告）
- ・第 4 章 考察（課題研究での成長についての考察を含む）
- ・第 5 章 結論（1 章から 4 章のまとめ）
- ・謝辞
- ・引用文献（参考文献）
- ・付録・資料

3 内容等の確認

- ・提出前に、必ず指導教員の確認を得ること。
- ・12 月 1 日の論文題目提出以降の論文題目の変更は原則として認めない。

4 提出部数

1) 論文要旨

- ・様式は見本を参照 審査委員用 3 部

2) 修士論文

- ・審査委員用 3 部提出

3) 提出先

- ・兵庫医科大学 神戸教学課

5 文献の記載様式（本学紀要の執筆要綱に準ずる）

引用文献の記載方法については SIST 科学技術情報流通技術基準に基づいて記載する。

#### 科学技術情報流通技術基準方式

- ・引用文献は本文の引用箇所の肩に 1)、1)～4)などの番号をつける。反復引用する場合は初出の番号をつける。

#### ・記載方法

(雑誌) 著者名(3名まで記載, 4人目以降は他をつける). 論文名. 雑誌名. 出版年、卷数、号数、最初頁—最終頁.

(欧米誌) 著者名. (複数の欧文著者名は、で区切る、3名まで記載, 4人目以降は et al. をつける) 論文名. 雑誌名. 出版年、卷数、号数、最初頁—最終頁.

(電子ジャーナル) 著者名. 論文名. 誌名. 出版年、卷数、号数、最初頁—最終頁.  
(媒体表示)、入手先、(入手日付).

(単行本) 著者名. 書名. 版表示、出版地、出版者、出版年、総ページ数、  
(シリーズ名、シリーズ番号)、ISBN(任意記述項目で省略可).

- ・論文集中の論文 著者名. “論文名.” 書名. 編者名. 最初頁—最終頁.

※未公刊のものは文献として引用しない。

- ・その他の記載方法は下記 URL を参照

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12003258/jipsti.jst.go.jp/sist/d\\_download/index.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12003258/jipsti.jst.go.jp/sist/d_download/index.html)

兵庫医科大学大学院 医療科学研究科  
リハビリテーション科学領域 修士学位論文



Master's Thesis  
Department of Rehabilitation Science  
Graduate School of Health Science  
Hyogo Medical University

---

論文タイトル(日本語)  
論文タイトル(英語)

学籍番号・院生氏名

指導教員

### 3. 要旨

修士論文タイトル

兵庫医科大学大学院 医療科学研究科（修士課程）

西暦 年度入学 リハビリテーション科学領域 分野  
氏名

要 旨

【目的】

【方法】

【結果】

【考察】

#### 4. 修士学位論文審査申請書

(様式 1)

#### 修士学位論文審査申請書

西暦 年 月 日

兵庫医科大学

学長 殿

医療科学研究科 修士課程

領域 :

学籍番号 :

氏 名 :

(印)

兵庫医科大学大学院学則第 22 条の規定に基づく修士（医療科学）の学位を授与して頂きたく、学位規程第 4 条の規定により下記の学位論文の審査を申請いたします。

記

学位論文題目 :

研究指導教員名

(印)

## 5. 医療科学研究科 修士学位論文審査基準

科学研究論文ならびに課題研究論文について、以下に掲げる審査基準に従い審査する。

### 【科学研究論文】

1. 医療科学研究として意義があり、論文の題目が適切である
2. 研究動機、研究目的が明確に示されている
3. 充分な文献検討が行われている
4. 研究目的に沿った研究方法（対象・データ収集ならびに分析）が適切に用いられている
5. 分析結果が適切に提示されている
6. 一貫性・論理性のある論文である
7. 適切な文献を用い、結果を踏まえた適切な考察を行っている
8. 参考文献の記述を含め論文としての形式が整っている
9. 倫理的事項が順守されている

### 【課題研究論文】

1. 医療科学の課題研究として意義があり、論文の題目が適切である
2. 研究動機、研究目的が明確に示されている
3. 充分な文献検討が行われている
4. 臨床的課題に応じ、適切に症例提示が行われている
5. 症例報告において、明確な臨床推論が示されている
6. 課題研究による変化（成長）が明確に提示されている
7. 課題研究を通した変化や内省、獲得した知識・技術の解釈・意味づけが適切である
8. 参考文献の記述を含め、論文としての形式が整っている
9. 倫理的事項が順守されている

## 6. 兵庫医科大学大学院 医療科学研究科 学位審査について

### 1. 修士論文提出の資格について

修士論文提出の資格を有する者とは、本研究科 修士課程に1年以上在籍し、修士論文以外の単位を修得または修得見込みの者で、修士学位論文審査に合格することによって本研究科 修士課程の修了が見込める者とする。

### 2. 修士論文提出に際して

修士論文を提出しようとする者は、指導教員の指導・承認を得た上で、本学大学院学位規定に従い提出するものとする。

### 3. 修士論文の提出について

修士論文の提出スケジュールについて、下記の通りとする。

1) 題目届の提出：審査を受けようとする年度の12月1日とする。

2) 修士論文の提出：1月中旬の別途指定した日とする。

3) 提出書類：

- i) 修士審査申請書 1部
- ii) 修士論文 3部
- iii) 修士論文要旨 3部

### 4. 修士論文の学位審査について

提出された修士論文の学位審査は、下記の通り行うものとする。

1) 修士論文の提出を受けた学長は、研究科教授会にその審査を付託する。

2) 修士論文の学位審査の付託を受けた研究科教授会は審査委員を3名選考する。

3) 修士論文の学位審査は論文提出から一ヶ月以内に終えるものとし、その期間内に審査のための学位審査会を行い、審査会における質疑等を審査の参考とする。

4) 審査委員は修士論文の学位審査を終了後、速やかに審査結果ならびに最終試験の結果の要旨を研究科教授会に報告する。

5) 審査委員の報告を受けて研究科教授会で学位授与の可否について審議する。

i) なお、学位授与の可否に関する研究科教授会には3分の2以上の出席を必要とし、出席者の過半数の賛成が無ければならない。

ii) 研究科教授会は、学位授与の可否の審議結果を、速やかに学長に報告する。

### 5. 修士学位論文の公表について

論文の学位審査に合格した修士学位論文については、その要旨を修士学位論文発表会にて公開するものとする。修士学位論文発表会に外部委員が参加することがある。

修了生は、修士学位論文をブラッシュアップさせ、学術雑誌等へ投稿できるように取り組むことを目標とする。

※なお、9月修了の場合には、3-1) の12月を6月に、3-2) の1月を7月とするが、5の修士学位論文発表会のみ3月修了生と合同で実施してもらうものとする。

## 7. 兵庫医科大学大学院 医療科学研究科修士課程 早期修了について

### 1. 早期修了について

本研究科 修士課程では、本学大学院学則第 22 条に基づき、優れた業績を上げ、一定の要件を満たした場合に早期修了を認めることとしている。

### 2. 最低在籍期間について

本研究科 修士課程において早期修了をする場合にあっても、本研究科 修士課程に 1 年以上在籍することが必要であり、在籍期間に指導を受けた論文を修士学位論文とすることが必要である。

### 3. 修了要件について

本研究科 修士課程を早期修了する場合には「兵庫医科大学大学院医療科学研究科早期修了に関する規程」に基づいて学位審査を行い、修了を認める。

学位審査は「兵庫医科大学大学院医療科学研究科学位審査について」に基づき、所定の手続きを経ることが必要である。

### 4. 早期修了時の単位認定について

「特論演習」「リハビリテーション科学研究」「リハビリテーション科学課題研究」については、在籍期間を通しての履修を求めていていることから、早期修了の場合、履修期間途上での単位認定が必要となる。そのため、提出された学位論文が早期修了に該当する修士学位論文として認められた場合には、これらの科目について履修期間途中であっても単位認定を行うものとする。

- ※ なお、早期修了は、優れた業績を上げた者を対象としていることより、早期修了を目的とした時間割上の特別な配慮は行わない。
- ※ 前期修了の場合には、7月 1 日に題目届けを提出する必要があることから、指導教員の指導を受け、5月末日に指導教員を介して申し出るようすること。

# 關係諸規程

# 兵庫医科大学大学院学則

## 第1章 総 則

### (設置)

第1条 本学に、兵庫医科大学大学院（以下「本学大学院」という。）を置く。

### (目的)

第2条 本学大学院は、建学の精神にもとづき、医学・医療の諸理論とその応用について学修・研鑽し、崇高な人間愛を有し、創造性豊かな自立した医学研究者、並びに高度な専門知識・技術を有する医療人を育成する。そのために必要な高度の研究実践能力とその基盤となる豊かな学識を培い、さらに研究活動によって得た成果を社会に還元することで医学・医療の発展に寄与する。

### (研究科の目的)

第3条 各研究科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 医学研究科は、医科学専攻と先端医学専攻を設け、医学に関する高度な専門知識・技術を修得し、高い医学・研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる高度な研究能力を育成する。研究活動によって得た成果を社会に還元し、また、研究成果を世界に発信し、医学・医療の進歩に貢献できる人材を育成する。
- 2 薬学研究科は、医療薬学専攻を設け、薬学研究を志す者に、薬学に関する高度な専門知識と研究手法を修得させ、高い課題発見能力と研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる力を育成する。研究成果を世界に発信し、地域社会に還元し、薬学の進歩に貢献できる薬剤師、薬学研究者を育成する。
- 3 看護学研究科は、看護学基礎研究領域及び看護学課題研究・高度実践領域の2領域を設け、それぞれの看護実践の科学的根拠となる基礎理論及びその応用について体系的に学修する。人間性豊かな看護専門職者として、看護学の専門的知識と技術に立脚し、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力、並びに看護現象を科学的に解明する教育・研究能力を育成する。
- 4 医療科学研究科は、リハビリテーション科学領域として、病態運動学分野及び人間活動科学分野の2分野を設け、それぞれの分野において必要となる理論並びに技術を教授することで、社会に有益な人材を輩出しようとするものである。各分野内には研究を主とするコースと、高度実践専門職者の育成を目指すコースをおき、教育研究活動を推進する人材及びより高度な臨床実践能力をもつ人材を育成する。

### (内部質保証)

第4条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、もって本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い公表する。

② 内部質保証に関し必要な事項及び実施体制等は、別に定める。

(研究科)

第5条 本学大学院に次の研究科を置く。

- 1 医学研究科
- 2 薬学研究科
- 3 看護学研究科
- 4 医療科学研究科

(専攻、課程及び定員等)

第6条 前条に規定する各研究科の専攻、課程、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻	課程	入学定員	収容定員
医学研究科	医科学専攻	博士課程	40名	160名
	先端医学専攻	博士課程	20名	80名
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	3名	12名
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	8名	16名
医療科学研究科	医療科学専攻	修士課程	8名	16名

(課程の目的)

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

- ② 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

(修業年限及び在学年限)

第8条 修士課程の標準修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えてはならない。

- ② 博士課程の標準修業年限は4年とし、在学年限は8年を超えてはならない。
- ③ 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出た時は、医学研究科を除き、各研究科の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。(以下「長期履修」という。)
- ④ 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織運営

(教員組織)

第9条 研究科における授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)は、研究科ごとに大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)に定める資格を有する教員(以下「大学院担当教員」という。)が担当するものとする。

- ② 大学院担当教員は、学部、研究所等の教員が兼ねることができる。

③ 医学研究科の各専攻に、研究の指導、学位論文の作成等の指導にあたり、学位申請における責任を担う者を置き、第1項に定める「大学院担当教員」のうち医学研究科の教授（以下「指導教授」という。）がこれに充たる。ただし、第1項に定める医学研究科の教員のうち教授以外の者から、学長が指名する者をもって指導教授の任を委嘱することができる。

(研究科長)

第10条 各研究科に研究科長を置き、基礎となる学部の学部長をもって充てる。

② 研究科長は、各研究科の学事を統括する。

(研究科教授会)

第11条 各研究科に研究科教授会を置く。

② 研究科教授会組織は以下のとおりとする。

- 1 医学研究科の研究科教授会は、研究科長及び専任の教授をもって構成する。
- 2 薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科の研究科教授会は、研究科長並びに研究指導教員又は研究指導補助教員である専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。
- 3 いずれの研究科教授会も、研究科長が必要と認めた場合は、構成員以外の教職員を出席させることができる。

③ 研究科教授会は、次の事項を審議し、学長が当該事項を決定するに当たり意見を述べるものとする。

- 1 学生の入学、進級及び課程の修了に関する事項
- 2 学位の授与に関する事項
- 3 学生の身分に関する事項
- 4 教育課程に関する事項
- 5 教員の人事に関する事項
- 6 研究に関する事項
- 7 教育研究に関する規程の制定、改廃に関する事項
- 8 学位論文に関する事項
- 9 研究科の運営に関する重要な事項

10 その他学長が研究科教授会の意見を聞くことが必要と定める事項

④ 前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

⑤ 研究科教授会に関する規程は、別に定める。

### 第3章 教育方法等

(教育方法)

第12条 本学大学院の教育は、研究科が定めるところによる所定の科目の授業並びに研究指導等によって行う。

- ② 前項の教育は、多様なメディアを高度に利用し、当該教育を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- ③ 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数等)

第13条 研究科の専攻別授業科目及び単位数は、別に定める。

(履修科目の選定及び届出)

第14条 履修する授業科目の選定は、医学研究科は指導教授、その他の研究科は研究指導教員の承認を受けた後、学長に届出るものとする。

(他の専攻分野の授業科目等の履修)

第15条 学長は、指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めたときは、研究科教授会の意見を聴き、他の専攻分野の授業科目等を履修させ、これを所定の単位に充当することができる。

(他大学の大学院等の授業科目の履修並びに研究指導)

第16条 学長は、指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めたときは、研究科教授会の意見を聴き、他大学の大学院等の授業科目を履修させ、15単位を超えない範囲でこれを所定の単位に充当することができる。

- ② 学長は、前項のほか、必要なときは、他大学の大学院等において研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生にあっては、研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 薬学研究科、看護学研究科、医療科学研究科において、教育上有益と認めるとときは、学生が本学大学院に入学する前の大学院における既修得単位（科目等履修生等として修得した単位を含む。）について、本学大学院において修得した単位として認めることができる。

- ② 前項により、本学大学院において修得した単位として認めることができる単位数は、他大学の大学院等における履修認定単位数とあわせて15単位を超えないものとする。

#### 第4章 試験、課程の修了要件及び学位

(試験)

第18条 専攻分野の正規の授業を受け、所定の科目を履修した者に対し、所定の期間内に試験（以下「科目試験」という。）を行う。ただし、平常の成績及びレポート等により、科目試験に代えることができる。

- ② 科目試験の実施方法は、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(追試験)

第19条 学長は、疾病その他のやむを得ない事由によって、科目試験を受けられなかつた者に対しては、追試験を行うことができる。

(成績の評価)

第20条 科目試験の成績評価は、別に定める。

(単位の認定)

第21条 前条の規定により科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(修了要件)

第22条 修士課程の修了の要件は、本学大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

② 博士課程の修了の要件は、本学大学院に4年以上在学し、研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、本学大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第23条 学位論文及び最終試験に関する事項は、別に定める。

(学位論文の審査等)

第24条 学位論文及び最終試験は、研究科教授会の意見を聴き、学長が合否を決定する。

(学位の授与)

第25条 学長は、前条により本学大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する

研究科名	専攻名	課程	学位
医学研究科	医科学専攻	博士課程	博士（医学）
	先端医学専攻	博士課程	博士（医学）
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	博士（薬学）
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	修士（看護学）
医療科学研究科	医療科学専攻	修士課程	修士（医療科学）

② 医学研究科において、学長は、博士課程を経ない者又は修了しない者で、学位規程に定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者には、博士（医

学) の学位を授与する。

- ③ その他学位に関する必要な事項は、兵庫医科大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）に定める。

## 第5章 学年、学期及び休業日

### (学年)

第26条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### (学期)

第27条 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

### (休業日)

第28条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

1 日 曜 日

2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

3 春季休業日

4 夏季休業日

5 冬季休業日

② 前項第3号から5号については、別に定める。

③ 必要がある場合は、学長は、第1項の休業日を変更することができる。

④ 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第6章 入学、休学、退学等

### (入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。

### (入学資格)

第30条 医学研究科博士課程及び薬学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- 2 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 3 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 4 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- 5 文部科学大臣の指定した者

- 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号又は第2号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- ② 看護学研究科修士課程及び医療科学研究科修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、看護学研究科修士課程においては、看護師免許を取得している者とする。
- 1 大学を卒業した者
  - 2 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
  - 3 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
  - 4 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者
  - 5 文部科学大臣の指定した者
  - 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(入学者の選考)

第31条 入学者は、研究科教授会で選考の上、学長が合格者を決定する。

② 選考方法は、各研究科の定めるところによる。

(入学手続き)

第32条 前条の選考に合格した者は、指定する期日までに、入学金、授業料等を納入するとともに、本学大学院所定の書類を添えて入学の手続きを完了しなければならない。

(入学許可)

第33条 学長は、前条の手続きを完了した者につき、入学を許可する。

(休学及び復学)

第34条 疾病その他のやむを得ない事由により、3ヶ月を超えて出席することができないときは、事由を具して保証人連署の上學長に願い出て、その許可を得、休学することができる。ただし、疾病の場合は、診断書を添付しなければならない。

② 疾病その他の事由により修学することが不適当と認められる場合には、学長は休学をさせることができる。

③ 休学期間は、医学研究科はその年度末までの1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができるが、通算して2年を超えることはできない。その他の研究科は、連続して2年又は通算して修業年限を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができる。

④ 休学期間は、これを在学期間に算入しない。

⑤ 休学している者又は休学期間を終了した者が、復学しようとするときは、その事由が消滅したことを証する書類を付した復学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、疾病などによる休学の場合は、休学事由が消滅したと認めた医師の診断書を添付しなければならない。この場合、本学は、本学が承認した医療機関又は医師

の診断書を提出させることがある。

(退学)

第35条 疾病その他のやむを得ない事由により退学しようとする者は、その事実を証する書類を添え、保証人連署で学長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。

(転学、転入学)

第36条 本学大学院から他の大学の大学院へ転学しようとする者は、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

②学長は、他の大学の大学院から本学大学院へ転入学を願い出した者があるときは、欠員がある場合に限り、許可することができる。

③前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(転科)

第37条 学長は、本学大学院に在籍する者で、本学の他の研究科に転科を願い出した者があるときは、欠員がある場合に限り、許可することができる。

②前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

③その他研究科の転科に関する事項は別に定める。

(再入学)

第38条 学長は、第35条の規定により退学した者で、再入学を願い出した者があるときは、欠員のある場合又は教育に妨げのない場合に限り、相当の学年に入学を許可することができる。

② 既に履修した授業科目、修得した単位及び在学期間の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(外国留学)

第39条 外国の大学院に留学を志望する学生は、書面をもって学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

② 前項の許可を得て留学した期間は、第22条に定める課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。

③ 外国留学において、修得した単位の取扱いは、第16条第1項の規定を準用する。

(専攻の変更)

第40条 学長は、専攻の変更を志願するときは、選考の上許可することができる。

② 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。

(除籍)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者については、研究科教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- 1 死亡、又は長期にわたり行方不明の者
  - 2 第8条の在学年限を超えた者
  - 3 第34条第3項の休学期間を超えた者
  - 4 授業料等の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
  - 5 疾病、その他の事由により成業の見込みがないと認められる者
  - 6 他の大学院、大学、短期大学、又は高等専門学校に在籍していることが明らかになつた者
- ② 除籍の手続きについては、別に定める。

第7章 学生行動規範

第42条 学生の心得、規律等については、別に定める。

第8章 賞 罰

(表彰)

第43条 学業成績が特に優秀な者、又は他の学生の模範となる行為をした者は、表彰する。

- ② 表彰は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。

(懲戒)

第44条 本学の規則に違背した者、又は学生の本分に反する行為があった者は、懲戒に関する手続きを経て懲戒する。ただし、その情状によっては、懲戒の程度を軽減し、あるいは懲戒しないことがある。

- ② 懲戒は、戒告、停学及び退学の3種とする。
- ③ 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。
- 1 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
  - 2 ハラスメント等、著しく人権を侵害する行為
  - 3 学生の本分に背く行為
  - 4 本学の名誉を汚す行為
  - 5 本学の学則及び規程に違反する行為
  - 6 研究倫理に反する行為
  - 7 本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為
- ④ 懲戒は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。
- ⑤ 懲戒に関する規程は、別に定める。

第9章 学 費 等

(入学検定料及び授業料等)

第45条 入学検定料及び授業料等については、別表1に示すとおりとする。

② 授業料等は、次の期間に納付しなければならない。

1 医学研究科

一年分 4月1日から4月15日まで

2 薬学研究科、看護学研究科、医療科学研究科

前期分 4月1日から4月15日まで

後期分 10月1日から10月15日まで

(休学、復学、退学及び除籍の場合の授業料等)

第46条 休学期間中の学費は免除する。ただし、休学又は復学した日の属する期分の学費は、返還しない。退学又は除籍されたとき、若しくは退学の処分を受けた場合も同様とする。

第10章 大学院聴講生、大学院研究生、大学院科目等履修生等

(大学院聴講生)

第47条 本学大学院の授業科目中、1科目又は数科目の聴講を希望する者については、医学研究科を除き、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、聴講生として入学を許可することがある。

(大学院研究生)

第48条 本学大学院において特定の事項について研究を希望する者については、医学研究科を除き、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、研究生として入学を許可することがある。

(大学院科目等履修生)

第49条 本学大学院の授業科目中、1科目又は数科目の履修を希望する者については、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、科目等履修生として入学を許可することがある。

(大学院受託生)

第50条 本学以外の機関等から、その所属職員について、研究の指導又は研修の委託の願い出があるときは、医学研究科を除き、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、受託生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第51条 他大学の大学院学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることがある。

(その他)

第52条 大学院聴講生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院受託生及び特別研究学生に関する規程は、別に定める。

## 第11章 外国人特別学生

(外国人特別学生)

第53条 外国人で、本学大学院に入学を志願する者があるときは、外国人特別学生として選考の上入学を許可することがある。

② 外国人特別学生には、この学則を準用する。

## 第12章 学則の改廃

(改廃)

第54条 大学院学則の改廃は、学長が発議し、研究科教授会及び大学運営会議の意見を聴き、理事会が行う。

### 附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、昭和56年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、昭和57年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、昭和59年11月27日から施行する。

### 附 則

この改正は、昭和62年5月25日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

### 附 則

この改正は、平成元年11月20日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

### 附 則

この改正は、平成2年4月1日から施行し、平成2年2月1日から適用する。

## 附 則

この改正は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成 3 年 12 月 24 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

## 附 則

この改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成 14 年 11 月 26 日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成 15 年 5 月 27 日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成16年12月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成17年5月27日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成17年11月28日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年4月1日において現に兵庫医科大学の大学院生である者（第1学年次に在籍する者は除く）及びこれらの者と同一の年次に転入学又は再入学する者に係る所属専攻については、この学則改正後の規程にかかわらず、なお、従前の規程による。

#### 附 則

この改正は、平成18年11月27日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前に入学した者及びこれらの者と同一の年次に転入学又は再入学する者に係る所属専攻については、この学則改正後の規程にかかわらず、第40条を除き、従前の規程による。

#### 附 則

この改正は、平成19年10月22日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成20年7月28日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成23年9月27日から施行する。ただし、入学資格の改正については、平成23年7月1日から適用する。

## 附 則

この改正は、平成26年4月1日より施行する。

## 附 則

この改正は、平成27年4月1日より施行する。

## 附 則

この改正は、平成28年4月1日より施行する。

## 附 則

この改正は、平成29年4月1日より施行する。

## 附 則

この改正は、平成31年4月1日より施行する。

## 附 則

この改正は、2020年4月1日より施行する。

## 附 則

この改正は、2020年11月26日から施行し、第14条第3項の規定ならびに別表の改正については、2020年4月1日から適用する。

## 附 則

①この改正は、2022年4月1日から施行する。

②2022年度に兵庫医療大学大学院から、本学の薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科に転入学した学生についての別表2の授業料及び教育充実費は、兵庫医療大学大学院入学時の金額を適用する。

## 附 則

この改正は、2022年10月6日から施行する。

## 附 則

この改正は、2023年4月1日から施行する。なお、従前記載の別表1（専攻別授業科目及び単位数）を削除する。また、別表2を別表1に変更する。

別表1 単位（円）

研究科名	入学 検定料	区分			
		入学金	授業料 (年額)	教育充実費 (年額)	区分合計
医学研究科	30,000	100,000	150,000	100,000	350,000
薬学研究科	30,000	100,000	400,000	100,000	600,000
看護学研究科	30,000	100,000	400,000	100,000	600,000
医療科学研究科	30,000	100,000	400,000	100,000	600,000

※上記金額以外に学外実習に関する費用を個別に徴収する場合がある。

## 兵庫医科大学大学院学位規程

### (目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年4月文部省令第9号）に基づき、兵庫医科大学大学院（以下「本学大学院」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定める。

### (学位の種類)

第2条 本学大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

#### (1) 修士の学位

研究科	専攻	学位
看護学研究科	看護学専攻	修士（看護学）
医療科学研究科	医療科学専攻	修士（医療科学）

#### (2) 博士の学位

研究科	専攻	学位
医学研究科	医科学専攻	博士（医学）
医学研究科	先端医学専攻	博士（医学）
薬学研究科	医療薬学専攻	博士（薬学）

### (学位授与の要件)

第3条 修士の学位授与は、本学大学院学則の定めるところにより、修士課程を修了した者に対し行う。

- ② 博士の学位授与は、本学大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者に対し行う。
- ③ 前項のほか医学研究科における学位の授与は、学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者に対し行う。

### (課程による者の学位申請)

第4条 第3条第1項および第2項の規定に基づき修士若しくは博士の学位を申請する者は、医学研究科は指導教授、その他の研究科は研究指導教員の承認を得て、所定の期限までに学位申請書に学位論文その他必要書類を添え、学長に提出する。

- ② 提出する学位論文は、一編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

### (学位論文の受理)

第5条 学位論文は、学長が受理する。

- ② 学長は、学位論文を受理したときは、研究科教授会にその審査を付託する。
- ③ 受理した学位論文は、いかなる事由があっても返還しない。

(審査委員会)

第6条 前条第2項により学位論文の審査を付託された研究科教授会は、学位論文ごとに、原則として研究科教授会構成員3名から成る審査委員会を設ける。

(審査委員会の任務)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

② 審査委員会は、学位の申請者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

(最終試験)

第8条 第3条第1項および第2項にある者の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について、口頭又は筆答により行う。

(審査期間)

第9条 学位論文の審査及び最終試験は、第4条第1項にある者は在学期間中、第3条第3項にある者は学位論文を受理した後1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、論文審査結果の要旨及び最終試験の結果の要旨を、文書をもって学長及び研究科教授会に報告する。

(研究科教授会の評価)

第11条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位論文及び最終試験の結果を評価する。

(課程を経ない者の学位申請)

第12条 第3条第3項の規定により学位論文を提出して学位を申請しようとする者は、本学医学研究科で実施する外国語試験に合格し、研究歴の認定を受けなければならない。研究歴の認定条件は別途定める。

② 申請者は指導教授又は紹介教授の承認を得て、学位申請書に学位論文、副論文、論文目録、学位論文要旨、履歴書、研究歴認定証、卒業証明書その他必要書類並びに学位論文審査料を添え、学長に提出する。

③ 提出する学位論文は、単著又は申請者が筆頭著者である一編とし、他に副論文を一編以上を添付する。

④ 医学研究科に4年以上在学し、所定の単位を取得して退学した者の取扱いについては、課程による者の学位論文審査等に関する申合せ第2項-2に基づくものとする。

⑤ 本学大学院の博士課程を、所定の期間在学しないで退学した者が、再入学しないで学位論文を提出しようとするときは、前各項による。

(課程を経ない者の試験)

**第13条 第3条第3項に規定する試験は、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとし、併せて専攻学科に関し、課程を終えて学位を授与されるものと同等以上の学識を有するか否かについて行うものとする。**

(課程を経ない者の審査等準用規定)

**第14条 第3条第3項に規定する学位論文の受理、審査、試験等に関しては、第5条から第7条まで及び第9条から第11条までを準用する。この場合において第7条第1項、第9条、第10条及び第11条第1項中「最終試験」とあるのは「試験」とそれぞれ読み替えるものとする。**

(学位の授与)

**第15条 学長は、第10条の報告及び第11条の評価に基づき、第3条第1項および第2項による課程修了者又は第3条第3項による試験合格者には学位を授与する。**

② 否決した者には、その旨を通知する。

(学位授与報告及び学位論文要旨の公表)

**第16条 前条により博士の学位を授与したときは、その日から3カ月以内に、文部科学大臣に所定の学位授与報告書を提出するとともに、その学位論文要旨及び審査結果の要旨を指定された方法で公表する。**

(学位論文の公表)

**第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。**

② 前項にかかわらず博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には研究科教授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合研究科教授会は、その論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

③ 博士の学位を授与された者が行う前2項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(論文要旨等の公表)

**第18条 博士の学位を授与したときは、本学大学院は著作権許諾が下りるまでの間は論文要旨及び審査結果の要旨を、授与した日から3カ月以内にインターネットにより公表する。**

(学位の名称の使用)

**第19条 本学大学院において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、兵庫医科大学の文字を付記しなければならない。**

(学位授与の取消)

第20条 本学大学院の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、研究科教授会の意見を聴き、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- 1 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき
  - 2 学位を授与された者が、その栄誉を汚辱する行為があったとき
- ② 前項の審議は、研究科教授会の3分の2以上の出席を必要とし、可決するには、出席者の過半数の賛成がなければならない。

(学位記)

第21条 学位記は、別表様式の通りとする。

(学位記の再交付)

第22条 学位記の再交付は、原則として行わない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、再交付することが可能な場合に限り交付することがある。

(審査料)

第23条 課程による者の学位論文審査料は免除、課程を経ない者による学位論文審査料は、20万円とする。

- ② 既に納付した学位論文審査料は、いかなる事由があっても返還しない。

(事務)

第24条 この規程の事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、研究科教授会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和56年11月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成3年12月24日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成8年12月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年5月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成25年12月11日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

改正後の第17条及び第18条の規定は、平成25年4月1日以降に学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、従前の例による。

#### 附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

改正後の第4条第2項の規定は、平成28年3月31日までに満期退学した学生について、従前の例による。

#### 附 則

この改正は、2022年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、2022年10月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、2022年12月13日から施行する。

別表様式1（第3条第1項）

第 号
学 位 記
氏 名
年 月 日 生
本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(○○学)の学位を授与する。
年 月 日
兵庫医科大学長
印

別表様式2（第3条第2項）

甲第　　号		
学位記		
氏　　名		
年　　月　　日生		
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し左記学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○学)の学位を授与する。		
博士論文名	年　　月　　日	印
兵庫医科大学長		印

別表様式3（第3条第3項）

乙第　　号		
学位記		
氏　　名		
年　　月　　日生		
本大学に左記学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(医学)の学位を授与する		
博士論文名	年　　月　　日	印
兵庫医科大学長		印

# 兵庫医科大学大学院医療科学研究科履修規程

## (目的)

第1条 この規程は、兵庫医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、履修方法等について必要な事項を定める。

## (履修手続き)

第2条 学生は学年の始めに在学時に履修しようとする授業科目を定め、履修届けを所定の期日までに提出しなければならない。

- ② 1年次の履修状況に応じて、履修登録に変更・追加の必要性が生じた場合には、2年次の始めに履修変更届を提出しなければならない。
- ③ 履修届提出後は、授業科目を変更又は取り消すことはできない。ただし、特別の理由があるときには指導教員と当該担当教員の了承を得て医療科学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）に変更を願い出ることができる。

## (成績の評価)

第3条 成績評価は、優、良、可を合格とし、その科目の担当教員が次の基準により行う。

評価	評点
優	100点から80点まで
良	79点から70点まで
可	69点から60点まで
不可	59点以下

## (単位の認定)

第4条 試験及びレポート等による成績評価に基づき単位認定を行う。

## (修了要件)

第5条 32単位以上の単位修得ならびに科学研究論文または課題研究論文の審査および最終試験に合格を要件とする。

- ② 修了に必要な32単位以上の内訳は次の通りとする。

### 医療科学研究科 履修単位

	修了要件
修士課程共通科目	2単位以上
医療科学専門基礎科目	14単位以上
医療科学専門科目	特論2単位、演習6単位を含め8単位以上
医療科学研究指導科目	8単位以上

## (年次研究計画書の提出)

第7条 学生は指導教員の指導のもと研究計画書を作成し、提出する。

(年次研究指導計画書の作成)

第8条 指導教員は各学年次開始当初に学生と面談を行い、当該年度1年間の研究予定等について年次研究指導計画書を作成し、学生に明示する。

(年次研究結果報告書の提出)

第9条 学生は指導教員の指導のもと年次研究結果報告書を作成し、提出する。

(年次研究指導報告書の作成)

第10条 指導教員は年度末までに学生と面談を行い、当該年度1年間の研究指導等について年次研究指導報告書を作成する。

(科学研究論文または課題研究論文の審査および最終試験)

第11条 審査を受ける学生は、科学研究論文または課題研究論文と審査申請書を兵庫医科大学大学院学位規程の定めに従い提出する。

(その他)

第12条 大学院学則、学位規程およびこの規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し、必要な事項は研究科教授会において定めるものとする。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、学長が発議し、大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

#### 附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

## 兵庫医科大学大学院生室使用内規

### (趣旨)

第1条 この内規は、本学大学院生室（以下「院生室」という。）の施設・設備の利用に關し、基本的な事項について定める。

### (目的)

第2条 院生室の使用目的は、研究・学修・その他これに準ずるものとする。

### (利用者)

第3条 院生室を使用できる者は、本学大学院生及び所定の教職員に限る。

### (遵守事項)

第4条 利用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的を守ること。
- (2) 施設・設備等を汚損又は毀損しないこと。
- (3) 施錠・盜難・防火・消灯等に十分留意すること。
- (4) 掲示や貼紙をしないこと。
- (5) 備えつけの器具・備品等を許可なく他に移動しないこと。
- (6) 電気容量の多い器具や危険を伴う器具等は、使用しないこと。
- (7) 他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。院生室では静謐な環境の維持に留意すること。
- (8) 室内の清掃は各自で行うこと。

### (利用の取消)

第5条 利用者がこの内規に違反した場合は、利用を取消すことがある。

### (その他)

第6条 この内規に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、関係者協議のうえ研究科長が定める。

### (事務)

第7条 この内規に関する事務は、大学事務部が行う。

### (改廃)

第8条 この内規の改廃は、大学運営会議の意見を聴き、学長が行う。

### 附 則

この内規は、2022年4月1日から施行する。